

認証後未登記団体の認証取消しに関する事務処理要領

(目的)

第1条 この要綱は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第12条第1項の設立の認証を受けたにもかかわらず、法第13条第1項に規定にする設立の登記をしない団体（以下「認証後未登記団体」という。）の法第13条第3項の規定に基づく設立の認証取消しに関して必要な事項を定め、適正かつ円滑な事務の執行を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 特定非営利活動法人は、登記がその成立要件とされていることから、認証後未登記団体に対して速やかに設立の登記を行うよう督促するとともに、認証後未登記団体が設立の認証があった日（所轄庁が認証の決定をした日をいう。）から6月を経過しても設立の登記をしないときは設立の認証を取り消すことができる。

(督促書の送付)

第3条 法第12条第1項の設立の認証を受けた団体が、設立の認証があった日から2月を経過しても同条第2項の届出を行わないときは、奈良県文化・教育・くらし創造部青少年・社会活動推進課長（以下「課長」という。）は、当該団体に対して督促書を送付するものとする。

2 前項の督促書は、設立の申請を行った代表者の住所又は居所に送付するものとする。

(設立登記の確認)

第4条 前条の督促書を送付した日から1月を経過しても、設立の認証を受けた団体から法第12条第2項の届出がないときは、課長は、当該団体の主たる事務所の所在地を管轄する登記所において、設立の登記の有無を確認するものとする。

(再督促書の送付)

第5条 前条の確認を行った結果、設立の認証を受けた団体が、設立の登記をしていないことが明らかとなったときは、課長は、当該認証後未登記団体に対して再督促書を送付するものとする。

2 前項の再督促書は、認証後未登記団体の代表者の住所又は居所に送付するものとする。

(設立登記の再確認)

第6条 前条の再督促書を送付した日から1月を経過し、かつ、設立の認証があった日から6月を経過したときにおいて、設立の認証を受けた団体から法第12条第2項の届出がないときは、課長は、当該団体の主たる事務所の所在地を管轄する登記所において、設立の登記の有無を確認する。

2 前項の確認を行った結果、設立の認証を受けた団体が、設立の登記をしているにもかかわらず法第12条第2項の届出を行っていないことが明らかとなったときは、その旨を所轄庁に届け出ないことによる届出義務違反として、法第42条に基づき改善命令の手続を行うものとする。

(設立認証の取消処分の手続)

第7条 認証後未登記団体が設立の認証があった日から6月を経過しても設立の登記をしないときは、法第13条第3項の規定による取消処分手続を実施することができる。

(認証書の返還)

第8条 認証後未登記団体の設立の認証を取り消した場合において、法第12条第1項の設立の認証に係る書類(以下「設立認証書」という。)を当該認証後未登記団体が保有しているときは、その設立の申請を行った代表者に対して、設立認証書の返還を命じるものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。